

# 豊見城市 通学路安全プログラム



平成 28 年 6 月 策定  
平成 31 年 3 月 一部改定  
令和 02 年 2 月 一部改定

## 1 プログラムの目的

豊見城市においては、市内児童生徒の通学時の安全の確保を目的に、平成 28 年 8 月に「豊見城市通学路交通安全プログラム」を策定し、交通安全の面で関係機関との連携を図りながら通学路の安全確保に取り組んできた。

しかし、他県において平成 30 年に下校中の児童が殺害される痛ましい事件を受け、政府は同年 6 月に「登下校防犯プラン」を示し、登下校時における児童生徒の防犯対策について、教育委員会・学校、家庭、地域、警察等関係機関が連携して取り組むことを求めている。

これらを踏まえ、従来の「交通安全」に加え、「防犯」の観点についても関係機関が連携を図り、本プログラムに基づき、市内児童生徒の通学路の安全確保に努めることとする。

## 2 基本方針

- (1) 豊見城市内の通学路の安全を継続的に確保するため、「交通安全」「防犯」の観点で、関係機関と定期的に通学路の合同点検を実施する。(以下、点検は「交通安全」「防犯」の観点での実施とする。)
- (2) 通学路の危険個所について対策実施後の効果把握を行い対策の改善・充実を図る。
- (3) 本プログラムの推進と関係機関の連携を図るため「豊見城市通学路安全推進会議」を設置する。
- (4) 通学路安全推進会議の構成員は下記の通りとし、事務局を「学校教育課」に置く。必要に応じて構成員は変更可能とする。

### ①通学路安全推進会議構成員

- ・豊見城市教育委員会（学校との調整）
- ・豊見城市道路課（市道の管理 県道管理者との連携）
- ・豊見城市協働のまち推進課（警察との連携）
- ・豊見城市農林水産課（農道の管理）
- ・豊見城警察署交通課
- ・豊見城警察署生活安全課
- ・南部国道事務所交通対策課
- ・南部土木事務所維持管理班
- ・各小中学校代表者
- ・その他必要に応じ、参加を要請する。

（例：保育こども園課、子育て支援課、PTA 代表者、自治会代表者）

## 3 具体的な取り組み方法

### (1) 合同点検の実施時期等

- ①各学校と P T A 関係者、地域と連携し通学路安全点検を 7 月中旬までに行う。  
（中学校においては、校区内小学校と連携し、危険個所を把握する。）

- ②各学校は点検結果を7月下旬までに教育委員会に報告し、教育委員会が結果をとりまとめる。
- ③教育委員会は8月の通学路安全推進会議に危険個所を一覧にして報告し、それをもとに通学路安全推進会議の構成員による合同点検をおこなう。
- ④合同点検実施要項に基づき合同点検を実施する。時期は毎年8月を基本とする。

## (2) 合同点検の体制

- ①通学路安全推進会議の構成員を基本とする。
- ②必要に応じ、関係機関等にも参加を依頼する。

## (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については箇所ごとに、構成員で協議を行い、具体的な対策案を検討する。(歩道整備や防護策設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等、対策内容と対策部署の検討を行う。)

## (4) 対策の実施

- ①対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係機関(構成員等)で連携を図る。
- ②対策の進捗状況に関しては同年度2月、翌年度8月の通学路安全推進会議にて各担当課より報告する。

## (5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の個所等について、実際に効果が上がっているか、また児童生徒が安全になったと感じているか等を確認するため、学校等から意見を聴取し、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

## (6) 対策一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市ホームページ等に公表する。

## (7) その他

豊見城市通学路安全プログラムの内容の変更については豊見城市通学路安全推進会議の協議で決めるものとする。

## 4 取り組みの流れ

### 各小中学校による通学路安全点検の実施（4月～7月中旬）

#### ○点検(調査)項目例

- 交通安全**・道路状況（事故が多発しており、対策を講じる必要性はないか）
  - ・標識・横断歩道（線が消えている。損傷している。運転手から認識できない等）
- 防 犯**・草木の繁茂や空き家など、不審者が隠れやすい状況
  - ・周辺に住宅がない、助けを求められない箇所
  - ・下校時は灯がなく、事件・事故の危険性が高い
  - ・登下校の時間に見守りの目が少ない、見守り体制の強化が必要
  - ・子ども 110 番の家が周辺にあるか。
- その 他**・大雨時の冠水による影響はないか

#### ○通学路安全マップの作成

教育委員会へ危険個所の報告

### 危険個所の集約（7月下旬）

教育委員会で集約

### 通学路安全推進会議（8月初旬）

前年度の対策状況報告

危険個所報告

合同点検場所や日時の設定

### 合同点検の実施（8月）

○実施要項に基づき「交通安全」「防犯」の観点で危険個所について点検する

○対策担当・対策案の決定

- ・施設等の整備が必要な箇所で、早期に実施が可能な場合については危険度や緊急度の高い箇所を優先する。
- ・中長期的な対応が必要な箇所については、次年度予算の計上や地元交渉等、整備に向けた計画を進め、対策の実施に向け取り組む。
- ・指導、監視、啓蒙面の対策としては、必要に応じて保護者や地域の見守りの依頼、学校側の登下校指導を行う。また、警察等による交通安全教室や危険個所での街頭指導、取り締まりを行う。

### 各部署・各機関の対策

例 教育委員会(児童・生徒の安全指導等) 道路管理者(国道・県道・市道・農道の整備等)  
警察 (信号・横断歩道の設置等) その他(交通安全及び防犯について啓蒙等)

### 通学路安全推進会議（10月、2月）

10月・・・合同点検の確認及び担当部署からの対策の想定

2月・・・各担当より危険個所の対策状況の報告・確認

資料

令和○年度 豊見城市通学路合同点検実施要項

1. 趣旨

本市各小学校の通学路において、児童が安全・安心して通学できるよう、関係機関が連携し、通学路の安全確保を図ることを目的とする。

2. 点検方法・時間・参加者

(1) 方法

- ①「交通安全」「防犯」の観点で、原則、市内全小学校の通学路を毎年1回合同で点検する。
- ②点検は、小中学校において事前に把握し、豊見城市通学路交通安全推進会議で検討された場所を基本とする。また、地域や保護者から寄せられた危険箇所についても、合同で点検する。

(2) 時期

- ①8月（学校における夏季休業中）を原則とするが、各学校の通学路の安全状況により、登下校時間に実施することもある。
- ②実施日については、事務局（市学校教育課）が関係機関及び学校と調整の上、決定する。

(3) 点検参加者

- ①豊見城市通学路交通安全推進会議構成員を基本とする。
- ②必要に応じて保護者（PTA）、地域（自治会）の参加もある。

3. 点検実施日

令和○年8月□日(△) 午前9:00～午後3時

4. 参加関係機関(例)

市教育委員会（学校教育課）、市道路課・協働のまち推進課・農林水産課・保育こども園・子育て支援課、豊見城警察署交通課・生活安全課、南部国道事務所（交通対策課）、南部土木事務所（維持管理班）、各学校代表

5. 日程及び集合場所(例)

○月□日(△)	校 区 ※( )点検箇所数	集合場所・備考
9:00～10:30	伊良波小( )→座安小( ) →豊崎小( )	集合：●●●小学校駐車場 対応課：学校教育課
10:45～12:00	長嶺小( )→とよみ小( )	対応課：学校教育課
13:35～15:00	ゆたか小( )→上田小( ) →豊見城小( )	集合：◆◆小学校駐車場 対応課：学校教育課、

※対象小学校が終わり次第、次の小学校へ連絡する。

6. 点検場所・・・別紙「合同点検場所一覧」参照

7. 準備・その他

- (1) 大型車両(ワンボックスカー)・・・学校教育課
- (2) 集合場所の学校は、約●台の駐車スペースを確保する。
- (3) 飲み物・・・学校教育課 ※昼食は各自で準備
- (4) 台風接近等の悪天候で実施できない場合は、日程調整し、後日実施する。